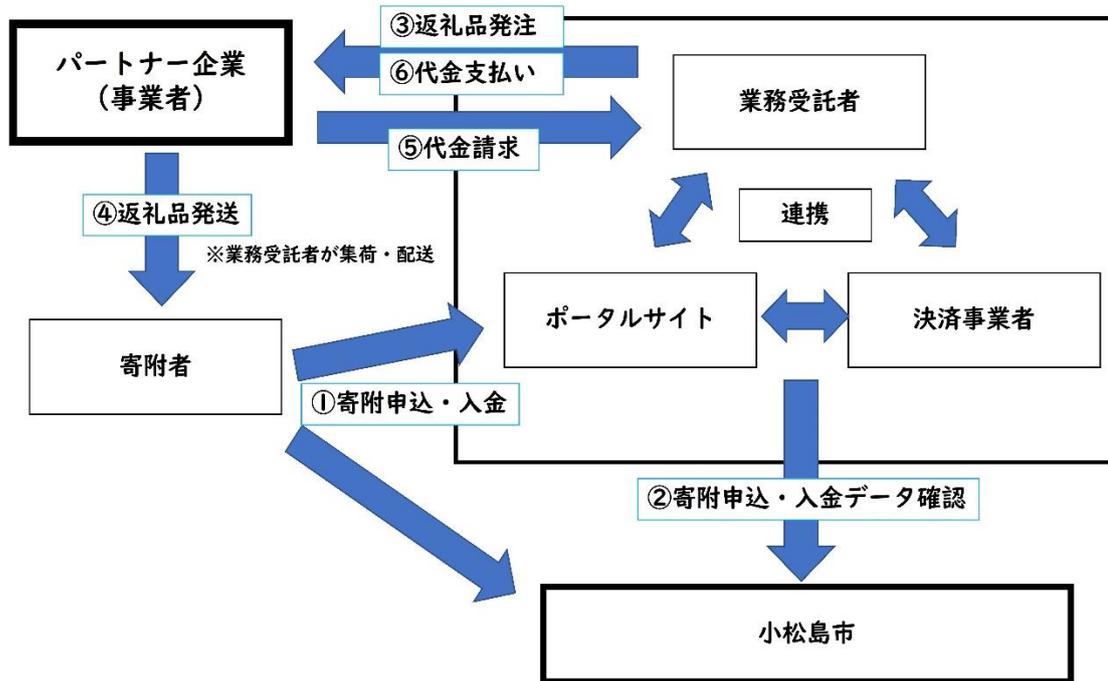


「小松島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業募集要項

1 目的

「小松島市ふるさと応援寄附金」事業において、全国からの寄附を促進するとともに、小松島市の特産品などの魅力を全国へ発信するため、寄附者に贈呈する返礼品（以下「返礼品」という。）を提供する「パートナー企業」の募集を行います。

2 業務の流れ



3 応募資格

この提案に応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 小松島市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所もしくは工場のいずれかがある企業、団体もしくは個人事業者または次に掲げる事業者であること。
 - ア 本市の魅力発信をしている市外の事業者
 - イ 返礼品などの生産を行う市内の事業者との契約により在庫管理、流通などを行う市外の事業者
- (3) 代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に掲げる暴力団員の構成員などでないこと

※選定以降にこれらの要件を満たしていない（満たさなくなったことが判明した）場合は、その時点で契約を取り消すことがあります。

4 募集要件

事業者または事業者が取り扱う返礼品などが、次の項目のうち、(1)から(6)のいずれかを満たすものであることを要件とします。

- (1) 本市において生産されたものであること。
(例：市内で生産された米、野菜、果実、市内で水揚げされた魚介類など)
- (2) 本市において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
(例：市内で生産された米を使い、市外で醸造された日本酒、甘酒など)
- (3) 本市において製造、加工その他の工程の主要な部分が生産されたものであること。
(例：市外で生産された果実を使い、市内で製造、加工された調味料など)
- (4) 市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズなどであること。
(例：市のゆるキャラのぬいぐるみ、Tシャツなど)
- (5) 市内において提供されるサービス（宿泊商品、体験型観光商品など）であること。
- (6) その他、「平成三十一年総務省告示第百七十九号」第5条各号に定められる基準を満たすものであること。

5 申込方法

(1) 提出書類

ア 「小松島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業申込書

イ 事業者の画像データ（形式はJPEG、PNG、TIFFなど。容量は1MB以上推奨。）

(2) 申込の方法

提出書類のアを、持参または郵送により、申込先へ提出するとともに、提出書類のア及びイのデータを、電子メールにより、申込先へ送信してください。

(3) 申込書などの提出期間

募集は随時受付しております。

※なお、持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日・祝日を除く）とします。

(4) 申込先

小松島市 企画政策課

郵送（持参）：〒773-8501 小松島市横須町1番1号

メール：furusatonozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

6 事業者の選定及び契約について

(1) 事業者の選定

ア 申込書類などを審査し、事業者を決定します。

※申込内容や企業活動などを総合的に判断して、事業者を決定します。

イ 選定結果は、申込者全員に通知します。

(2) 契約について

ア 選定した事業者については、業務受託者との間において、返礼品の代金支払いなどに関する契約を締結していただきます。

※食品の場合は、業務受託者の定める衛生基準などを満たす必要があります。

※契約期間は、契約年度末までとなりますが、双方に異議がない場合は、自動更新します。

イ ご提供いただく返礼品については、事業者の選定後『「小松島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業返礼品提案書』により、ご提案いただきます。

※提案書の様式を公開していますので、事業者として選定した後、速やかに提出してください。

7 事業者の利点及び費用負担について

(1) 事業者の利点

ア 選定した事業者及び決定した返礼品は、本市が登録している「ふるさと納税ポータルサイト」で紹介するほか、本市ホームページやパンフレットなどに掲載します。

イ アで紹介・掲載する画像などを、雑誌・新聞・Webなどの広告媒体において使用する場合があります。

ウ 寄附者への返礼品出荷にあたり、事業者のパンフレットを同封していただくことで、自社製品などの販売促進、PRが可能です。

(2) 事業者の費用負担について

ア 送料は、原則として市が負担します。ただし、大型返礼品や金券類などは、本市の契約する配送事業者が取り扱えない場合があるため、一時的に立替払いが発生する場合があります。

イ 商品の梱包に係る費用は事業者の負担とします。

ウ 本市の業務受託者が返礼品の代金を毎月支払う際の振込手数料は、事業者の負担とします。

エ 寄附者からの返礼品の品質などのクレームにより返礼品の回収及び再配達を行った場合の費用は、事業者の負担とします。ただし、配送事業者の瑕疵による場合は、この限りではありません。

オ 代替品などによる補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は負担しません。

8 問い合わせ先

小松島市 企画政策課 ふるさと納税担当

TEL：0885-32-2127 FAX：0885-33-4560

メール：furusatonozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

9 留意事項について

(1) 業務に関する留意事項

ア 業務受託先から返礼品の発注を受けた場合は、速やかに出荷作業（梱包など荷造り）を行ってください。

※発注から出荷までの期間は、返礼品ごとに、別に定めます。

イ 返礼品の発注については、原則メールによるデータ送信としますので、インターネット環境が必要です。

ウ 寄附者と発送に関する調整が必要な場合は、事業者及び業務受託者の責任において行ってください。

エ 返礼品の発送や品質などについて寄附者から苦情などあった場合は、真摯に対応し解決に努めてください。

オ 提供した個人情報については、業務の目的以外に使用することはできません。

(2) その他の留意事項

ア 今回の募集で選定した事業者でも、年度ごとの提供実績が少ない場合や、業務の遂行が円滑でない場合は、契約を継続しない可能性があります。（返礼品については、同様の理由から、年度の途中でも見直しを依頼する場合があります。）

イ 今回の募集でお断りした事業者でも、次回以降の募集で事業者として選定する場合があります。

ウ この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。